

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊立川駐屯地
第431会計隊長 稲福 良

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

品 名	規 格	納 地	納 期
1ヶ月 もち米ほか139件	別紙内訳書のとおり	陸上自衛隊 立川駐屯地	令和7年6月30日～令和7年7月31日
3ヶ月 ビーフンほか203件	別紙内訳書のとおり	陸上自衛隊 立川駐屯地	令和7年6月30日～令和7年9月30日
3ヶ月 赤ワインほか2件	別紙内訳書のとおり	陸上自衛隊 立川駐屯地	令和7年7月1日～令和7年9月30日
1ヶ月 クルトンほか176件	別紙内訳書のとおり	陸上自衛隊 東立川駐屯地	令和7年6月30日～令和7年7月31日
3ヶ月 プチポテトコンソメ味ほか176件	別紙内訳書のとおり	陸上自衛隊 東立川駐屯地	令和7年6月30日～令和7年9月30日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年・8年・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の等級がD以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できるものであること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊立川駐屯地 第431会計隊 事務室及び東部方面会計隊HP
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 競争入札執行の場所及び日時

陸上自衛隊立川駐屯地 駐屯地食堂 令和7年6月23日（月）09時00分

5 落札決定方法

- (1) 単価（消費税抜き）により決定する。
- (2) 単価が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金等：入札保証金および契約保証金は免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 違約金：契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 見本提出について

- (1) 提出品目 糧食購入要求書・入札書に○印のある品目は見本を提出する品です。
- (2) **見本提出日 令和7年6月19日（木）10時00分まで**に立川駐屯地糧食班まで提出（番号、品名、業者名を表記）

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電報、電話、FAXによる入札
- (4) 指定した時間までに到着しなかった入札（発送者の責により到着の確認を実施すること）
- (5) 見本不合格品、見本未提出品に対する入札
- (6) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

- 9 納入物品の検査 納入時における食品衛生検査等のため発注数量のほか(以外)に2個提出をすること。
(重量換算の場合 50g 程度とする)ただし、代金は業者負担とする。

※注意※ 生鮮の納品の際、郵送または宅配便による納品は認めることは出来ません。

10 契約書の作成の要領

作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合は作成を省略できるものとする。

11 契約条項

- (1) 糧食品売買契約条項(基本契約条項)
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 単価契約に関する特約条項

12 その他

- (1) **市価調査依頼書**については**6月19日(木) 13時00分までに提出すること**
- (2) 本入札においては郵便入札を可とする。

初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は次のとおりとする。

ア 日時: 令和7年6月26日(木) 09時00分

イ 場所: 陸上自衛隊立川駐屯地食堂

- (ア) 郵便による入札は6月20日(金) 16時00分までに、当隊契約班まで必着とします。**封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書で入札書在中**と明記し、郵送して下さい。また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡をお願いします。

- (イ) 再度入札で郵送する場合は送付される封筒に必ず「入札日・件名・入札書在中」と記載し、会計隊契約班に6月26日(木) 08時30分必着とする。また、事前に郵送による入札を行う旨を連絡し、発送者の責により到着の有無について確認すること。

なお発送の際に公告に示す必ず必着の日時に到着する処置を講じること。

- (3) 登録業者は、資格審査結果通知書(写)を入札開始までに提出すること。(提出済みの場合は必要なし)
- (4) 代表者以外の方による入札の場合は委任状が必要です。
- (5) 発注は通常2日前の午後に電話又はFAX等で連絡いたします。
- (6) 入札に関する問合せ先 TEL 042-524-9321 内線349 FAX 内線344 (担当: 石本)